

ハイライト:

- ・税制改正による交際費の取り扱いの変更に注目！
- ・平成19年自民党税制改正大綱が発表されました！
- ・平成19年から源泉徴収税額表が変わります！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
交際費等に関する取 り扱い一統一	1
平成19年度 自民党税制大綱	2
源泉徴収税額表	2

早いものでもう今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。

今号は前号に引き続き、交際費に関する取り扱い及びその他のトピックな話題について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(さいたま事務所)

交際費等に関する取扱一統一

前号でも交際費に関するQ&Aを取り上げましたが、今号でも引き続き重要事項についてご説明致します。

社内の人間だけの飲食費を除き、1人当たり5,000円以下の飲食費であれば平成18年4月1日以降開始事業年度からは損金算入が認められるようになりましたが、社内で保存する書類に下記の事項を記載して保管しておくことがその要件となっています。

- ①当該飲食等のあった年月日
- ②当該飲食に参加した得意先、仕入れ先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- ③当該飲食等に参加した者の数
- ④当該費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称およびその所在地
- ⑤その他参考となる事項

特別に専用の明細書の様式が定められているわけではありませんので、上記内容が網羅されていれば、従来から使用している支払明細や支払報告等の社内様式でかまいません。

ただし、人数や参加氏名を偽って記載した場合には、取引事実の**仮装隠蔽**ということになりますので、調査時に指摘された場合、**重加算税**の対象となる可能性があります。ご注意ください。

取引事実を隠蔽又は仮装したところに基づいて申告したときは、不正の事実による脱税を意図した悪質なものとして修正後の増加した税額に35%上乗せして課される税金。

架空取引を計上したり、取引事実を隠すこと

なお、会議に伴って支出される飲食費については、通常供与される昼食の程度を越えないレベルであれば従来通り交際費扱いされませんので、取り扱いに関しての変更はありません。会議としての実態の有無が交際費との大きな違いといえます。

ちなみに、フルネームでの記載が求められているのは、接待対象の相手先であり、接待する側ではありませんが、単価5,000円以下か否かを判断するときには総人数の情報が必須となりますので、この人数把握も必要不可欠といえます。さらに領収書・支払報告書等と伝票がひも付けできる管理体制となっていればより望ましいでしょう。

平成19年度自民党税制大綱

平成18年12月14日に税制大綱が決定されました。その中で注目すべき事項は

☆減価償却制度

平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産については残存価額が廃止されます。

また、耐用年数経過時点で1円まで償却できることとされます。なお既存設備については、償却可能限度額到達後5年間で均等償却できることとされます(償却資産税の取り扱いは変更なし)。

☆特定同族会社の留保金課税制度の見直し

特定同族会社(1株主グループによって発行済株式の50%超を保有されている会社=「被支配会社」のうち、判定基礎の中に「被支配会社」でない法人がある場合その法人を判定から外してもなお「被支配会社」である会社)の留保金課税制度の適用対象が資本金1億円超の法人とされます。

☆特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の見直し

特殊支配同族会社(業務主宰役員グループが株式等の90%以上を保有しており、かつ常務に従事する役員総数の過半数を占めている同族会社)の役員給与不算入制度について、適用除外基準が800万円から1,600万円に引き上げられます。

上記はあくまで大綱のため、年明けに出される要綱発表時には若干変わる可能性があります。ご注意ください。

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

源泉徴収税額表等

平成19年1月からは

- ①定率減税の全廃
- ②所得税の税率区分の見直し

が織り込まれた、新しい源泉徴収税額表を利用して給与計算を行うこととなります。

平成18年度に引き続き、また新しい税額表に変わりますのでご注意ください。

さらに毎年3月には介護保険料率の見直しが実施され、9月には定時決定(毎年恒例の定期的な見直し)による標準報酬月額が改定され、加えて厚生年金保険料率もしばらくは毎年上がっていきますので、毎月の給料計算時には改訂事項の漏れがないかどうか見直しが必要といえます。

所得税率の減少に伴い所得税で控除しきれない場合等に適用することができる個人住民税からの住宅ローン控除に関しましては、平成19年度分の所得税確定申告等(平成20年に実際の申告作業を行うこととなります)での申請が予定されていますので、この事項も今後の注意が必要です。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。



中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp